



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

上場会社名 株式会社NIPPO
代表者 代表取締役社長 岩田 裕美
(コード番号 1881 東証第1部、札幌既存)
問合せ先 総務部長 斉藤 直志
(TEL 03-3563-6751)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事、および東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関する独占禁止法違反行為によりまして、国土交通省関東地方整備局から、本日付にて、下記のとおり建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

関係者の皆さま方には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたし、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化と再発防止の徹底を図るとともに、全力を挙げて信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 期間

平成28年12月2日から平成29年2月14日までの75日間

3. 業績に与える影響

業績への影響につきましては、今後の状況等に応じて適時に開示してまいります。

以上

注1 「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいいます。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいいます。